



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

## 新年 明けましておめでとうございます



新年 明けましておめでとうございます。

経済状況の先行きに不安を感じるまま始まった2011年。あおぞらコンサルティングは、今年4月には4年目を迎えます。開所から常に「チャレンジ&行動」を心がけ3年が過ぎ、今年は今まで作り上げてきた事務所やサービスの提供体制をしっかりと維持できるようにしていきます。中でも、今年は増える業務、新しい業務を「計画と工夫」で、できるだけ早くしっかりとしたサービスの提供体制を作れるようにしていきたいと考えております。

また、今年は春からはお客様と弊所の間で「規程管理サービス」を開始し、お客様へのよりよいサービスの提供手段のひとつにしていきたいと考えております。

今年も、職員一同、昨年までの成果を今年へ、お客様へつなげてまいります。どうぞ、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

### 【事務所の体制】

新規業務の受け入れ体制の標準化

### 【サービス内容】

個々のお客様に合わせたサービス提供の充実

- ・ 社員向け研修の充実
- ・ 事務マニュアルの構築 他

### 【広報】

ホームページのリニューアル



## 平成23年における法改正の動き

～平成23年の法改正の概要をご紹介します。～

一般事業主行動計画の策定・届出義務が101人以上の事業主に拡大 平成23年4月～

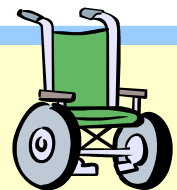
### 障害者雇用促進法

常時雇用労働者201人以上の企業に障害者雇用納付金の徴収開始

(平成22年7月施行、納付は平成23年4月～)

新たに対象となった企業の納付金は平成27年6月まで不足1人につき、4万円/1月

<http://sr-aozora.biz/contents/letter/053.pdf>



### 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

常時300人以下の企業についても継続雇用制度の対象となる高年齢労働者に基準を

設ける場合には労使協定を締結することに。平成23年4月～

～昨年からの審議内容で現在、審議中など～

子ども手当 3歳未満について月2万円に拡大等

年金確保支援法 滞納していた年金について過去10年まで遡及して納付可能に。

